



庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金

募集期間

2020年6月10日から2021年2月28日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助します。

支援内容

▼補助対象経費

社会保険労務士に支払った報酬のうち、次の各号に掲げる経費

※消費税および地方消費税に相当する額を除きます。

- (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費
- (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費
- (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- (4) その他市長が必要と認めた経費

※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。

※2 実績払いとなります

支援規模

▼補助率額

補助対象経費の10/10 最大10万円(一事業者につき一回限り)

※千円未満は切り捨てです。

なお、この補助金は、社会保険労務士による代理受領も可能です。

詳細は6月9日以降に庄原市商工観光課までお問い合わせください。

対象者の詳細

▼対象者

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者。

▼対象要件

以下の要件のすべてを満たす事業者が対象となります。

次の各号のいずれにも該当する、中小企業者(中小企業基本法第2条第1項による)またはこれに準ずるものとして市長が適当と認めるものとする。

- (1) 庄原市内に本店または主たる事業所を有すること。
- (2) 雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けていること。
※ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の休業手当(休業等の初日が令和2年1月24日以降のもの)に係るものに限りません。
- (3) 市税の滞納をしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) これまでこの補助金の交付を受けていないこと。

対象地域



お問い合わせ

企画振興部商工観光課商工振興係

電話番号 0824-73-1178

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金